



市民の誓い 私たちは水を生かし 緑を広げ 安全に努め 心を育て 助け合います

<人口>

男 78,128 (-70)
女 81,656 (-40)
計 159,784 (-110)

<世帯数>

68,019 (-17)
2月1日現在 ()は前月比

新型コロナウイルス
感染拡大阻止へ対策継続
早めのワクチン接種も

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、引き続き、マスクの着用や手洗い、「密」の回避、こまめに換気を実施し、体調が悪い時は外出を控えるなど、基本的な感染防止対策の継続をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大をくい止める対策の一つが、できるだけ早いワクチン接種です。

3回目の接種券は、2回目接種から6か月経過した人に順次送付しています。

今のところ、接種予約は比較的取りやすくなっています。



集団接種でモデルナワクチンを交互接種する石田市長

3回目の接種を希望する場合は、ワクチンの種類にこだわらず、接種券が届いた後、早めに予約をお願いします。

子育て世帯の
ワクチン接種を支援

託児サービスを実施

お子さんの世話がおり、3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種に出かけられない子育て世帯を支援するため、市は、託児サービスを無料で実施します。

対象は、市内在住の生後2か月から小学校就学前のお子さんです。



集団接種

接種会場に託児スペースを開設します。

- ▶実施日/3月12・26日、4月9・23日 いずれも土曜日
- ▶開設時間/午後1時～5時
- ▶受入人数/同時に4人まで
- ▶申込/コールセンターに電話予約

ワクチン接種の問合せ
市コールセンター
(☎47-6101) 8:30~17:15

個別接種

キッズピアおおがき子育て支援センターの交流サロンで、接種時間帯に子どもの一時預かりを実施します。

- ▶実施期間/3・4月(日曜日と月曜日を除く)
- ▶開設時間/午前10時～正午、正午～午後2時、午後2時～4時
- ▶受入人数/各時間1人
- ▶申込/事前にキッズピアおおがき交流サロン(☎47-8910)へ



コロナ禍の影響を受けている住民税非課税世帯などが対象

「臨時特別給付金」の申請受付中

家計急変世帯も給付対象になります

コロナ禍における生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯などを対象に1世帯当たり10万円を支給する「臨時特別給付金」の申請を下表のとおり受け付けています。

詳しくは、市HPをご覧ください。臨時特別給付金コールセンター(☎47-5554 ※平日の8:30~17:15)へ。



市HP

①住民税非課税世帯(給付額:1世帯当たり10万円)

対象世帯	令和3年12月10日時点において、大垣市に住民票があり、世帯全員の令和3年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯
申請方法	対象と思われる世帯主へ申請書類(確認書)などを郵送しましたので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で5月2日(月)までに返送してください。

②家計急変世帯(給付額:1世帯当たり10万円)

対象世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税(均等割)が非課税となる世帯と同様の事情にあると認められる世帯 (住民税非課税相当の年間収入限度額の参考 ※詳細は市HPに) ▶単身または扶養親族がない場合.....970,000円 ▶配偶者・扶養親族(1人)を扶養している場合.....1,479,000円 ▶配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合.....1,899,999円 ▶配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合.....2,355,999円 ▶配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合.....2,815,999円 ▶障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合.....2,043,999円
申請方法	9月30日(金)までに申請が必要。申請書など(市HPからダウンロードまたは、市民会館3階などで配布)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、市民会館3階の申請窓口(平日開設)へ。

※①住民税非課税世帯または、②家計急変世帯に該当する世帯でも、その世帯全員が、住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象世帯であっても、受給できるのは①または②のどちらかのみ

3月1日号 主な内容

- ▶無料可燃ごみ処理券を配布します。市・県民税の申告受付、原付・軽自動車などの異動手続きと減免申請、国際女性デーなど...2~3P
- ▶募集・講座のお知らせなど...4~5P
- ▶特集「私たちがまちを守る」...6~7P
- ▶催しのお知らせ、市民伝言板など...8~9P
- ▶健康ガイド...10~11P
- ▶奥の細道むすびの地記念館10周年記念事業第32回企画展など...12P

令和4年度以降の
児童生徒の学びを充実

「ふるさと大垣科」の充実と
各学期の円滑なスタート
(土曜授業の廃止)

大垣に誇りと愛着を持ち、大垣の素晴らしさを語る事ができる子どもたちを育てるために実施している「ふるさと大垣科」をさらに充実し、児童生徒の健やかな成長を促すため、令和4年度から、次の取り組みを実施します。詳しくは、学校教育課(☎47-8034)へ。

①「ふるさと大垣科」の学習のさらなる充実

(1)教科書をデジタル化

「ふるさと大垣科」の教科書をデジタル化し、タブレット端末を活用して、より効率的な学びにつなげる。

(2)「ふるさと大垣科」の授業を平日に実施

学習の連続性を確保し、施設の活用や講師の確保を容易にするため、平日に授業を実施(土曜授業を廃止)し、より深い学びにつなげる。

②児童生徒の心の安定とスムーズな始動

(1)各学期の緩やかなスタート

各学期の初日を午前授業にするなど、長期休業明けの学校生活をより円滑に開始。

1学期→初日を半日授業(給食なし)

2学期→初めの3日間を午前授業(給食あり)

3学期→初日を午前授業(給食あり)

(2)夏休みの短縮

夏休みを7月21日から8月28日までとし、必要な授業時間数を確保。

